

令和8年度 石切中学クラブ活動規約

【1 クラブ活動の目的】

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養い、かつ、生徒の自主性を尊重することを目的とする。

【2 クラブ成立の要件】

- ・原則として、学年・学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒をもって組織する。
- ・クラブ活動は、各教科の補習や一部の優れた生徒を対象とすることなどの活動にならないようにすること。
- ・クラブ顧問がいること、活動日や活動場所が明確であること。
- ・生徒一人につき、所属できるクラブは1つまでとする。（兼部禁止）

【3 活動について】

- ・必ずクラブ顧問の許可を得て活動すること。
- ・顧問不在の時は活動を禁止する。
- ・定期試験一週間前から終了までは、クラブ活動を禁止とする。
*ただし、公式試合の直前などの場合、クラブ顧問が職員打ち合せの際に確認の上で活動を認められるものとする。
- ・顧問の先生が会議などで一時不在になる時は、先生の指示に従い、特に安全に留意して活動を行うこと。
- ・自転車での登下校は禁止する。ただし、試合などで必要があれば、学校長の許可を得て登下校を認められる。
- ・職員研修の時はクラブ禁止とする。研修終了後に活動するクラブがある場合は再登校の時間を設定すること。
- ・職員会議・職員研修時は原則禁止。ただし、1週間以内に公式戦を控えているクラブで、管理職への申請があれば可とする。また、外部指導員の配置のある部活動は活動可とする。
- ・原則ノークラブデー（水曜日）及び土曜、日曜のうち1日はクラブを禁止とする。

【4 活動時間（下校時間）の厳守】

- ・朝の活動は、クラブ顧問の責任で、学校長の許可を得て活動することができる。
※朝練の活動時間については、早くても7:00～集合&開始とする。
→6時台に校門を通過しないことを徹底する
※絶対下校時刻は季節や時期に関係なく17:30とする
- ・休日及び学校休業日における活動は、学校長の許可を得て行うものとする。ただし、グラウンド・体育館での活動は、外部団体にすでに使用許可が出ている場合があるので、その場合は、活動時間が重ならないように調整して行うこと。

【5 クラブ活動のための更衣場所・活動場所・服装について】

- ・クラブの更衣場所は、クラブごとに割り当てるので、その場所で更衣すること。各教室や校舎の廊下の清掃・施錠は責任を持って、各クラブで行うこと。
- ・更衣場所を使用した後、使用したクラブで責任を持って消灯・施錠等を行うこと。
- ・クラブ活動は、グラウンド・体育館・教室等指定された場所で行うこと。（トレーニング等を校外で行う場合には、周囲の安全に十分気をつけること。）
- ・服装については、指定された物（制服・学校指定の体操服・ユニホーム等）以外は着用しないこと。ただし、トレーニングウェアやカバンなど、クラブで独自に購入し、学校で認められたものは練習中に着用してもよい。

【6 クラブ活動中の事故防止について】

- ・貴重品等は、クラブ顧問の先生に預けるなど、盗難に注意すること。
- ・更衣後は、各自の持ち物をカバンにまとめ、活動場所に持って行って常に目の届く状態にしておくこと。あるいは、鍵のかかる教室で保管すること。
- ・クラブ活動中に万一事故が発生したり、けが人が出た場合には、ただちに顧問の先生、また、職員室の先生など最寄りの先生に連絡すること。
- ・暴力行為・不祥事等を起こしたクラブについては、廃部・活動停止を含む嚴重な処罰を行う。
- ・コンタクトスポーツ、水泳部のプールでの活動及び外周をする場合など、危険が伴う練習内容はクラブ顧問が活動場所につけない時は行わない。

【7 間食、買い食い等の禁止について】

- ・休日の活動のための登下校の際も、買い食い等は禁止する。
- ・朝練後の補食は更衣場所で練習時間内（顧問がいている間）に食べきりゴミは持ち帰ること。

【8 クラブ廃部時の規約について】

- ・クラブ結成時に部員が0なら廃部にする。
- ・専門指導ができるクラブ顧問がいないとき、新規部員は募集せず既存の部員が卒業したら廃部とする。

【9 退部について】

- ・退部理由や意思を顧問に伝え退部届をもらう。
- ・必要事項を記入し顧問に提出後、退部扱いとなる。



仲間と共に最高の青春を！！